

申告受付が始まります

2月8日(木)から、「平成19年度分町県民税」及び「平成18年分所得税」の申告受付が始まります。

日程及び受付会場などについては、別途配布の申告案内書に掲載してありますので、そちらをご覧ください。

町県民税に係る申告案内書について

これまでは「町県民税申告書」を事前に配布していましたが、今年度からは申告書の代わりに「申告案内書」と「申告書附属資料」を配布いたします。

申告の際は事前に申告資料を作成し、申告当日は案内書とあわせて持参のうえ受付に提出してください。

町県民税申告書については、申告を受付した時にパソコンから出力した用紙に、記名押印していただきますので、印鑑を忘れずに持参してください。

なお、世帯全員が「申告の

できません。

減免申請は町県民税等の申告終了後に受付しますので、対象となる方は被災の状況が分かる証明書類(受取保険金の証明書等)を持参し、申告受付の担当者に相談してください。

なお、税務署に申告する方は、平成15年から平成18年分の収支内訳書の写しを持参のうえ、町民税務課または歌津総合支所住民生活課まで申請してください。

県立高等学校の授業料減免について

今回、住民税等の減免対象となる方は、県立高等学校の授業料減免も受けることができます。授業料減免申請をする方は学校から配布された証明を持参し、住民税等の減免と併せて2月28日までに申請してください。

なお、申告の対象地区の日程が2月28日(水)以降となっている方については、対象地区以外の会場で、お早めに申告してください。

必要がない方※注に該当する場合は、申告会場にて申告をする必要はありませんが、整理の都合上、申告案内書に必要事項を記入のうえ、役場町民税務課または歌津総合支所住民生活課に提出をお願いします。

※注 申告の必要がない方の例(詳しくは案内書に記載しています)。
・収入がなかった方
・給与のみの方で年末調整済みの方
・年金のみの方で一定金額以下の方

医療費控除について

医療費控除を受けられる場合は、支払金額を事前に集計し、領収書を持参してください。

なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりにはなりませんのでご注意ください。

※医療費控除額＝(支払医療費－保険等補てんされた金額)－(10万円または総所得金額の5%)

障害者控除について

障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳の提示をお願いします。

なお、障害者手帳の交付を受けていない方でも、介護保険の要介護認定を受けられた方で、町が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することにより障害者控除が受けられます。

障害者控除対象者認定書のお問い合わせは、保健福祉課高齢者福祉係(志津川保健センター内 電話46-5113)までお願いします。

申告受付体制及び会場の変更について

今年度は申告受付体制の見直しを行いました。これまで、2班集体制で志津川地区と歌津地区の会場にて申告受付を実施していましたが、今年度は、1班集体制にて申告受付を行います。

1班集体制で稼働することにより、申告受付をする職員を増員し待ち時間の短縮に努めますが、これまでの受付会場では人が入りきれない場所があり、受付会場や対象地区の変更をしましたので、別添日程表をご確認いただきますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

名足小学校が受付対象地区となっている方について

名足小学校の申告受付会場入口は、正面玄関ではなく学校の校舎入口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

農業を営んでいる方へ

農業を営んでいる方についても、他の事業所得と同様に原則収支計算により申告する必要があり、収入と経費が分かる書類を整理し、あらかじめ申告附属資料に記載のうえ持参願います。

所得税の申告に必要なものについて

確定申告をする場合は次の書類の添付が義務付けられていますので、お忘れのないよう事前に準備願います。
・年金や給与と所得者の場合
・国民年金等について社会保険料控除を受ける場合
・国民年金保険料または国民年金基金掛金に係る支払金額

の証明書
・災害等により雑損控除を受ける場合
災害関連支出の金額に關連して原状回復のために支出した金額の領収書
※源泉徴収票や国民年金等の支払証明書は必ず原本を添付しなければなりませんので、お手元に原本がない場合は、事前に支払い先より再発行を受けてください。また、還付金はご本人名義の口座に振り込まれますので、金融機関名や口座番号等が確認できるものを持参願います。

低気圧により被災された養殖漁業所得者に係る住民税、国民健康保険税及び介護保険料の減免申請について

平成18年10月6日の低気圧により被害を受けた養殖漁業を営んでいる方で、養殖漁業に係る収入が過去3年間の平均収入額に対して3割以上の減収になった方については、町税等の減免を受けることが

固定資産税 Q&A コーナー

知っているようでよく分からない。固定資産税の素朴な疑問について3回シリーズでお答えいたします。

Q1 家屋の評価はどのようにするのですか?

固定資産税における家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づいて算出しています。評価基準では、再建築費を基準として評価する方法(再建築価格方式)により、家屋の評価額を求めます。

■新築家屋の評価

評価額＝再建築価格×経年減点補正率

再建築価格とは、評価の時点において、評価の対象となった家屋と全く同一のものをその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率とは、その家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価を考慮(必要に応じて更に需給事情による減価も考慮)したものです。

■計算の方法

評価しようとする家屋について、単位当たり再建築費評点を付設し、経年(損耗)の状況による減点補正率を乗じ、さらに床面積及び設計管理費等を考慮した評点1点当たりの価額を乗じて、評価額(価格)を求めます。

Q2 固定資産の評価替えとはどのようなものですか?

固定資産税は、固定資産の価格すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されます。

このため、本来なら毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることなどから、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば、3年ごとに評価額を見直す制度がとられているところです。

この意味から、評価替えは、この間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す制度といえます。

Q3 家屋が年々古くなるのに評価額が下がらないのはおかしいのではないですか?

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するとした場合に必要なとされる建築費に、家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわした経年減点補正率や評価額を算出した後の建築資材費・労務費等の建築物価の変動を考慮した補正率等を乗じて求められます。

したがって、建築物価の変動による建築費の上昇の割合が、年数の経過によって生じる損耗の状況による減価の割合を上回る場合は、家屋が古くなくても、必ずしも評価額が下がりにません。ただし、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれることになります。

(次号へ続く)

問い合わせ
町民税務課 課税係 ☎46-1372
歌津総合支所 住民生活課 税務係 ☎36-3925